

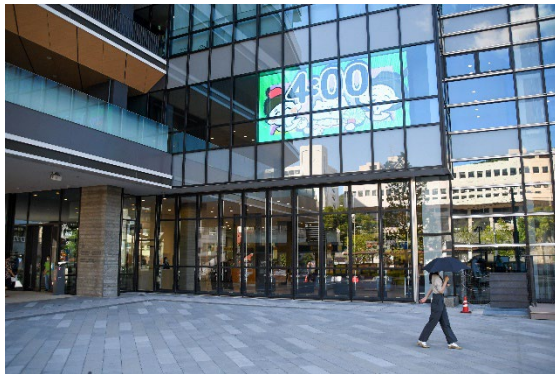
大型ディスプレイ等広告募集要項

主に行政情報を放映している大型ディスプレイ及び情報発信コーナー（サイネージ）への広告掲載を次のとおり募集します。

1 設備の概要

（1）大型ディスプレイ

- 位 置：市庁舎2階吹き抜け部分に面する窓の内側から庁舎前広場へ向けて設置
サ イ ズ：縦3m×横6m
台 数：1台
ピクセルピッチ：幅5.2mm×高さ10.4mm
輝 度：最大5,000cd
音 声：あり（音が届くエリアは概ね庁舎前広場。苦情等により長崎市の判断で音声なしにする場合があります。）
市民等の目に触れる時間：午前8時から午後8時まで（土日祝を含む。）
特記事項：窓の内側に設置するため、表示面にサッシが一部重なります。



（2）情報発信コーナー（サイネージ）

- 位 置：市庁舎内1階の正面玄関付近
サ イ ズ：65インチ（縦型）
台 数：3台
音 声：なし
市民等の目に触れる時間：午前8時15分から午後10時00分まで
（12月29日から1月3日を除く）



2 募集する広告の概要

(1) 放映時間・回数・金額

ア 大型ディスプレイ

放映時間	放映回数	金額
15 秒	1 時間あたり 4 回（各正時の 0 分付近、15 分付近、30 分付近、45 分付近）	4,015 円
30 秒		8,030 円
1 分		16,060 円

イ 情報発信コーナー（サイネージ）

放映時間	放映回数	金額
15 秒	1 時間あたり 4 回（各正時の 0 分付近、15 分付近、30 分付近、45 分付近）※3 台放映	4,840 円
30 秒		9,680 円
1 分		19,360 円

※ア・イとも消費税及び地方消費税を含む。

(2) 募集期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※申し込みは 1 か月単位とします。

3 広告の決定

先着順とし、長崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び長崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）による審査にて決定します。

4 申込み方法等

(1) 申込締切

放映希望月初日の原則 3 週間前まで（3 週間前の日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで）

(2) 申し込みに必要な書類等

アからクまでの書類等を提出してください。イについてはデータにて提出してください。なお、新規申込の場合で、申込者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、オ及びキの書類は提出不要です。

また、継続申込の場合は、次のイからキまでの書類は提出不要です。

ア 大型ディスプレイ等広告掲載申込書（新規・継続）（様式 1）

イ 広告デザイン

(ア) 静止画又は動画のいずれかとし、放映できる状態の素材をデータ（JPEG、PNG、BMP、mp4、mov のいずれか。）に提出してください。また、情報発信コーナー（サイネージ）で放映する素材については、音声を付さないため、音声なしの状態にて提出して

ください。

(イ) 縦横比は大型ディスプレイにおいては16：9（横：縦）、情報発信コーナー（サイネージ）においては9：16（横：縦）又は16：9（横：縦）としてください。

(ウ) 素材中に「**広告**」の表示を行い、行政情報と広告を明確に見分けることができるようにしてください。

ウ 誓約書（様式2）

エ 会社の業務内容がわかる書類（企業パンフレット又はホームページに掲載の企業概要など）

オ 法人登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票抄本）※写し可

カ 役員名簿（様式3）

キ 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたもの）
※写し可

なお、証明書の交付方法などのお問い合わせについては、長崎市財務部収納課までご連絡ください。（電話：095-829-1130）

(3) 提出先

持参もしくは郵送により次のところに提出してください。

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市企画政策部広報広聴課

(4) 申込みにあたっては、要綱及び基準をお読みください。

5 広告の許可

(1) 審査

長崎市は、4(2)の書類等を受理したとき、当該申込内容が要綱及び基準を満たすものであるか否かについて審査します。

(2) 掲載許可

長崎市は、当該申込内容が要綱及び基準を満たすものであると認めたととき、当該申込内容について、申込みを受理した順番に許可するものとします。

また、許可後に許可通知書及び広告料の納入通知書を送付しますので、指定する納入期限までに一括納入してください。

6 広告掲載

長崎市は、広告主から提出されたデータを、各放映月の初日から月末まで掲載します。また、災害対応や庁舎前広場のイベント都合、その他不測の事態で広告が流せない期間が発生した場合、本事業とは別の枠で事後に広告を掲載することとします。

7 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載している素材について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「大型ディスプレイ等広告変更申込書」（様式4）を提出し、あらかじめ長崎市の承認を得るものとします。

8 許可の取消し

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止するものとします。
 - ア 広告主が長崎市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
 - イ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
 - ウ 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
 - エ 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
 - オ 広告主が要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - カ 指定期日までに広告料の納入がないとき。
- (2) 長崎市及び広告主においては、当該許可による広告掲載の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議の上、当該許可を取り消すことができるものとします。
- (3) 上記(1)(2)により広告掲載を中止した場合でも、長崎市は広告主に対して補償を行いません。また、納入済みの広告料も返還しません。

9 参考（主に放映している行政情報の概要）

(1) 大型ディスプレイ

次のような内容を静止画や動画を用いて1素材あたり30秒から1分程度放映。

- ア まち全体の賑わいを向上させる情報（市主催大型イベント 等）
- イ 重要施策（市施設の新規オープン、環境啓発 等）
- ウ 各種期日等（選挙の投票日、長崎市議会の開催日程 等）

(2) 情報発信コーナー（サイネージ）

次のような内容を静止画や動画を用いて1素材あたり30秒から1分程度放映。

- ア 市内のおすすめスポット情報や、イベント・講座情報
- イ 市内で様々なことに取り組む方や団体などの紹介
- ウ 重要施策（市施設の新規オープン、環境啓発 等）

10 参考（来庁者数及び交通量等）

(1) 市役所1階窓口利用者数 約748人/日

（令和5年1月から9月までの開庁日における受付
発券機交付数実績平均値）

(2) 市役所前道路交通量 約15,000台/日（令和2年3月3日（火）調査）

- ### (3) 公共交通機関利用者数
- | | |
|------------------|-----------|
| 長崎県営バス（長崎市役所バス停） | 約1,150人/日 |
| 長崎電気軌道（市役所電停） | 約3,800人/日 |
| 長崎バス（長崎市役所バス停） | 約55人/日 |
- （いずれも、上り下り乗降者数の令和5年1月から9月までの実績平均値）

(4) その他

本庁勤務の職員数約2,000人(令和6年4月1日時点)
来庁者は10(1)のほか、2階から18階における各所属
への相談等や、19階展望フロア及び3階食堂等の利用が
あります。

1.1 問い合わせ先(受付時間 平日の8:45~12:00、13:00~17:30)

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市企画政策部広報広聴課 (8階)

電話: 095-829-1114 (直通)

Mail: kouhou@city.nagasaki.lg.jp